

○川口市学校施設開放事業に関する運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市学校施設開放事業に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用可能な施設等及び各施設使用料等)

第2条 規則第4条に規定する施設等及び規則第5条に規定する施設等を利用することができる日等並びに各学校の施設使用料及び附帯設備使用料は、別表のとおりとする。

- 2 前項別表の附帯設備使用料のうち、運動場夜間照明施設の使用料については、当該施設の全電球数の2分の1（全電球数が奇数の場合は2分の1後の小数点以下切り捨てた数）以上が故障等により点灯しない場合、2分の1の額とする。
- 3 前項の規定により、運動場夜間照明施設の使用料を2分の1の額とする場合において、当該金額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(団体登録の取消し)

第3条 規則第10条第1項に規定する、団体登録を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当したときとする。

- (1) 学校教育上支障がある行為をしたとき、またはその恐れがあると教育委員会及び校長が認めたとき。
 - (2) 複数の団体が継続的に合同で利用している場合等、事実上、二重に団体登録をしていると教育委員会及び校長が認めたとき。
 - (3) 規則並びにこの要綱に違反し、教育委員会または校長が促したにもかかわらず、是正しなかったとき。
 - (4) 教育委員会及び校長の指示に対し、正当な理由もなく繰り返し違反したとき。
 - (5) 利用の申請をしていないにもかかわらず利用したとき。
 - (6) 前5号のほか、公序良俗に反する行為があったとき。
- 2 前項の規定により、登録を取り消された団体は、登録を取り消された年度を含め3年度の間に於いて、市内全ての小・中学校において団体の登録を行うことができない。

(校長への委任)

第4条 規則第26条に規定する施設等の利用が一時的であるときは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 市内の町会・自治会及び連合町会が会員全員を対象とした季節催事等の町会行事に利用する場合
 - (2) 施設を供する学校において、地域と学校とが協働して行う活動に取り組むPTA等の団体がバザー等、学校支援活動等を行うため、年に数回程度利用する場合
 - (3) 規則第7条第1項で規定する団体登録を必要としない場合
 - (4) 第2条で規定する以外の施設又は時間において利用する場合
- 2 施設等を一時的に利用しようとするものは、川口市立学校施設一時利用申請書を、施設を供する学校の校長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市立の教育機関及び市の行政機関がその目的を遂行するために利用する場合を除く。

(利用許可の取消し等)

第5条 規則第18条に規定する利用の許可を取消し、制限し、又は停止する場合の期間は、次の各号によるものとする。

- (1) 規則第18条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する場合の利用を停止する期間は、3

月とする。

- (2)規則第18条第1項第5号に該当する場合は、利用を許可された日の許可を取り消すものとする。
- (3)規則第18条第1項第6号に該当する場合の利用を取り消し又は停止する期間は、規則第13条各号に該当しないことが見込めると教育委員会が認めるまでの期間。
- (4)規則第18条第1項第7号から第8号に該当する場合の利用を取り消し又は停止する期間は、教育委員会が相当と認める期間
- (5)規則第15条から第17条に違反した場合の利用を停止する期間は、教育委員会が相当と認める期間。
- (6)規則第21条に規定する事故報告の遺漏があった場合の利用を停止する期間は、1月とする。
- (7)利用を終えた後に施設の施錠を怠った場合の利用を停止期間するは、1月とする。
- (8)施設等の工事及び修繕などにより利用範囲を制限する場合の期間は、教育委員会が個別に審査し、相当と認める期間

(電子申請的手続き)

第6条 規則に規定する手続きを行うために使用する電子申請システムは、次の各号のとおりとする。

- (1)規則第7条から第8条(同条第3項を除く。)に規定する団体登録等及び規則第23条に規定する使用料の減免を行うために使用する電子申請システムは、川口市学校施設開放事業団体登録申請システムとする。
- (2)規則第8条第3項に規定する団体登録の申請内容に変更があった場合、規則第23条に規定する使用料の減免の申請内容に変更があった場合及び減免の申請を取り下げる場合、並びに規則第9条に規定する団体登録の廃止を行うために使用する電子申請システムは、川口市学校施設開放事業団体登録変更届システムとする。
- (3)規則第12条に規定する利用許可の申請を行うために使用する電子申請システムは、川口市学校施設開放事業施設利用申請システムとする。
- (4)規則第21条に規定する事故報告を行うために使用する電子申請システムは、川口市学校施設開放事業事故報告システムとする。
- (5)川口市学校施設の使用料に関する条例に規定する使用料の納付を行うために使用する電子申請システムは、川口市学校施設開放事業使用料納付システムとする。
- (6)規則第24条に規定する使用料の還付を受けるために使用する電子申請システムは、川口市学校施設開放事業使用料還付申請システムとする。

附則

この要綱は、令和8年6月1日から実施する。ただし、第3条から第6条の規定は、公布の日から実施する。

附則

この要綱は、令和8年8月1日から実施する。

No.	学校名	利用施設・附帯設備	使用日	使用時間	施設 使用料 (2時間)	附帯設備 使用料 (1時間)
1	本町小学校	運動場	休日	午前 9 時～午後 5 時	340円	
		体育館	平日	午後 5 時～午後 9 時	550円	
2	幸町小学校	運動場	休日	午前 9 時～午後 9 時	550円	
		体育館	休日	午前 7 時～午後 7 時	340円	
3	仲町小学校	運動場	平日	午後 7 時～午後 9 時	1,100円	
		体育館	休日	午前 7 時～午後 9 時	1,100円	
4	上青木小学校	運動場	平日	午後 5 時～午後 9 時	550円	
		体育館	休日	午前 9 時～午後 9 時	550円	
5	元郷小学校	運動場	平日	午前 7 時～午後 5 時	340円	
		体育館	休日	午後 7 時～午後 9 時	550円	
6	飯塚小学校	運動場	平日	午後 5 時～午後 9 時	340円	
		体育館	休日	午前 7 時～午後 9 時	340円	
7	芝小学校	運動場	平日	午後 5 時～午後 9 時	550円	
		体育館	休日	午前 7 時～午後 5 時	550円	
8	新郷小学校	運動場	平日	午後 7 時～午後 9 時	550円	
		体育館	休日	午前 7 時～午後 9 時	550円	
9	神根小学校	運動場	平日	午後 5 時～午後 9 時	340円	
		体育館	休日	午前 9 時～午後 9 時	550円	
10	青木北小学校	運動場	平日	午後 5 時～午後 7 時	340円	
		体育館	休日	午前 9 時～午後 9 時	550円	
11	領家小学校	運動場	平日	午後 7 時～午後 9 時	340円	
		体育館	休日	午前 7 時～午後 5 時	340円	
12	舟戸小学校	運動場 (河川敷)	平日	午後 5 時～午後 9 時	550円	
		体育館	休日	午前 9 時～午後 9 時	550円	
13	十二月田小学校	運動場	平日	午後 5 時～午後 9 時	340円	
		体育館	休日	午前 7 時～午後 5 時	340円	
14	飯仲小学校	運動場	平日	午後 5 時～午後 9 時	550円	
		体育館	休日	午前 9 時～午後 9 時	550円	
15	並木小学校	運動場	平日	午後 5 時～午後 9 時	550円	
		体育館	休日	午前 7 時～午後 5 時	340円	
16	安行小学校	運動場	平日	午後 5 時～午後 9 時	550円	
		体育館	休日	午前 7 時～午後 9 時	550円	
17	原町小学校	運動場	平日	午後 7 時～午後 9 時	340円	
		体育館	休日	午前 9 時～午後 7 時	340円	
18	前川小学校	運動場	平日	午後 5 時～午後 9 時	550円	
		体育館	休日	午前 7 時～午後 9 時	340円	
19	戸塚小学校	運動場	平日	午後 5 時～午後 9 時	550円	
		体育館	休日	午前 7 時～午後 7 時	550円	
20	青木中央小学校	運動場	平日	午後 5 時～午後 9 時	680円	
		体育館	休日	午前 7 時～午後 5 時	340円	
21	元郷南小学校	運動場	平日	午後 5 時～午後 9 時	550円	
		体育館	休日	午前 7 時～午後 9 時	550円	

No.	学校名	利用施設・附帯設備	使用日	使用時間	施設 使用料 (2時間)	附帯設備 使用料 (1時間)
22	芝西小学校	運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
23	芝南小学校		休日	午前7時～午後9時	550円	
		運動場 ○	休日	午前9時～午後5時	340円	
		体育館 ○	平日	午後5時～午後9時	550円	
24	神根東小学校		休日	午前9時～午後9時	550円	
		運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
			休日	午前7時～午後9時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
25	朝日東小学校		休日	午前7時～午後9時	550円	
		運動場の夜間照明				1,830円
		運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
26	芝富士小学校		休日	午前7時～午後9時	340円	
		運動場	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午前7時～午後9時	550円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
27	前川東小学校		休日	午前9時～午後9時	550円	
		運動場 ○	休日	午前9時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
28	柳崎小学校		休日	午前9時～午後9時	550円	
		運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
			休日	午前9時～午後9時	340円	
		体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
29	芝樋ノ爪小学校		休日	午前9時～午後9時	550円	
		運動場の夜間照明				1,320円
		運動場 ○	平日	午後5時～午後9時	340円	
			休日	午前7時～午後9時	340円	
30	新郷南小学校		平日	午後5時～午後9時	550円	
		運動場	休日	午前7時～午後9時	340円	
			平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館	休日	午前7時～午後9時	550円	
31	上青木南小学校	運動場の夜間照明				1,080円
		運動場 ○	休日	午前9時～午後5時	340円	
		体育館 ○	平日	午後5時～午後9時	550円	
32	根岸小学校		休日	午前9時～午後5時	550円	
		運動場 ○	平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館 ○	休日	午前9時～午後9時	550円	
33	芝中央小学校		平日	午後5時～午後9時	340円	
		運動場	休日	午前7時～午後9時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
34	新郷東小学校		休日	午前7時～午後9時	550円	
		運動場 ○	平日	午後5時～午後9時	340円	
			休日	午前9時～午後7時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
35	朝日西小学校	運動場の夜間照明				1,440円
		運動場	休日	午前9時～午後9時	550円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
36	慈林小学校		休日	午前7時～午後9時	550円	
		運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
			休日	午前7時～午後9時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
37	差間小学校	運動場の夜間照明				150円
		運動場	休日	午前7時～午後9時	550円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
38	東本郷小学校		休日	午前9時～午後9時	550円	
		運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	休日	午前9時～午後9時	340円	
39	東領家小学校		平日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館 ○	休日	午前9時～午後9時	550円	
40	安行東小学校		平日	午後7時～午後9時	550円	
		運動場	休日	午前5時～午後7時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午前7時～午後9時	550円	

No.	学校名	利用施設・附帯設備	使用日	使用時間	施設 使用料 (2時間)	附帯設備 使用料 (1時間)
41	在家小学校	運動場	休日	午前7時～午後7時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
42	戸塚東小学校		休日	午前7時～午後9時	550円	
		運動場	休日	午前9時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
43	戸塚北小学校		休日	午前7時～午後9時	550円	
		運動場	休日(日・祝のみ) (4～10月)	午前9時～午後5時	340円	
			休日(日・祝のみ) (11～3月)	午前9時～午後3時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
44	木曽呂小学校		休日	午前9時～午後9時	550円	
		運動場	休日	午前7時～午後7時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
45	戸塚綾瀬小学校		休日	午前7時～午後9時	550円	
		運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
46	戸塚南小学校		休日	午前7時～午後9時	550円	
		運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
47	鳩ヶ谷小学校		休日	午前7時～午後9時	550円	
		運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
48	中居小学校		休日	午前7時～午後9時	550円	
		運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
49	辻小学校		休日	午前9時～午後9時	550円	
		運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
			休日	午前7時～午後9時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午前7時～午後9時	550円	
50	里小学校	運動場の夜間照明				960円
		運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
51	桜町小学校		休日	午前7時～午後9時	550円	
		運動場	休日	午前7時～午後7時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	1,100円	
52	南鳩ヶ谷小学校		休日	午前7時～午後9時	1,100円	
		運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午前7時～午後9時	550円	

※ 学校の長期休業中の使用時間は、休日の使用時間に準ずる。

ただし、「利用施設・附帯設備」の欄に○印が付されている施設については、長期休業中においても、平日は平日として、休日は休日として取り扱うものとする。

No.	学校名	利用施設・附帯設備	使用日	使用時間	施設 使用料 (2時間)	附帯設備 使用料 (1時間)
1	東中学校	運動場	休日(日のみ)	午前7時～午前9時	680円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		剣道場	平日	午後5時～午後9時	610円	
		体育館の空調施設	休日	午後5時～午後9時	610円	730円
2	西中学校	運動場	休日	午前9時～午後5時	680円	
		体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午前9時～午後9時	550円	
		柔道場	平日	午後7時～午後9時	610円	
		剣道場	休日	午前9時～午後9時	610円	
			平日	午後7時～午後9時	610円	
		テニスコート(4面)	休日	午前9時～午後5時	820円	
		体育館の空調施設				730円
3	南中学校	運動場(河川敷)	平日	午後5時～午後7時	680円	
			休日	午前7時～午後7時	680円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午前7時～午後9時	550円	
		柔道場	平日	午後5時～午後9時	1,220円	
			休日	午前7時～午後9時	1,220円	
		剣道場	平日	午後5時～午後9時	1,220円	
			休日	午前7時～午後9時	1,220円	
		テニスコート(7面)	平日	午後5時～午後7時	820円	
			休日	午前7時～午後7時	820円	
		音楽室1	平日	午後5時～午後7時	730円	
			休日	午後1時～午後5時	490円	
		音楽室2	平日	午後5時～午後7時	730円	
			休日	午後1時～午後5時	490円	
		体育館の空調施設			730円	730円
4	北中学校	体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		体育館の空調施設				730円
5	青木中学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
			休日	午後5時～午後9時	340円	
		体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		剣道場	平日	午後7時～午後9時	1,220円	
			休日	午後5時～午後9時	1,220円	
		テニスコート(3面)	平日	午後7時～午後9時	820円	
		音楽室	平日	午後5時～午後7時	730円	
		体育館の空調施設	休日	午後5時～午後9時	730円	730円
6	芝中学校	運動場	平日	午後5時～午後9時	340円	
			休日	午前7時～午後9時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		音楽室	平日	午後5時～午後9時	730円	
			休日	午前9時～午後1時	240円	
		運動場の夜間照明		午後1時～午後3時	490円	1,320円
		体育館の空調施設				730円
7	元郷中学校	運動場 ○	平日	午後7時～午後9時	340円	
		体育館 ○	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午後7時～午後9時	550円	
		柔道場 ○	平日	午後7時～午後9時	610円	
			休日	午後5時～午後7時	610円	
		剣道場 ○	平日	午後7時～午後9時	610円	
			休日	午後5時～午後7時	610円	
		運動場の夜間照明				840円
8	上青木中学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
			休日	午後1時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午後7時～午後9時	550円	
		運動場の夜間照明				360円
		体育館の空調施設				730円

No.	学校名	利用施設・附帯設備	使用日	使用時間	施設 使用料 (2時間)	附帯設備 使用料 (1時間)
9	幸並中学校	運動場	平日	午後5時～午後7時	340円	
			休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		剣道場	平日	午後5時～午後9時	1,220円	
			休日	午後5時～午後9時	1,220円	
10	十二月田中学校	テニスコート(2面)	平日	午後7時～午後9時	820円	
			休日	午前7時～午後5時	820円	
		体育館の空調施設				730円
		体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午後7時～午後9時	550円	
		柔道場	平日	午後7時～午後9時	1,220円	
11	仲町中学校		休日	午後7時～午後9時	1,220円	
		剣道場	平日	午後7時～午後9時	610円	
			休日	午後7時～午後9時	610円	
		卓球場	平日	午後7時～午後9時	730円	
			休日	午後7時～午後9時	730円	
		第3校舎	休日(土のみ)	午後5時～午後9時	730円	
12	安行中学校	体育館の空調施設		午後1時～午後5時	490円	
						730円
		運動場○	平日	午後7時～午後9時	340円	
			休日	午後5時～午後7時	340円	
		体育館○	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
13	芝東中学校	テニスコート(2面)	休日	午後1時～午後7時	820円	
		体育館の空調施設				730円
		運動場○	休日	午前9時～午前11時 午後1時～午後5時	340円	
		体育館○	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午後7時～午後9時	550円	
		柔道場・剣道場○	平日	午後7時～午後9時	1,220円	
14	芝西中学校		休日	午後7時～午後9時	1,220円	
		美術室・陶芸庫○	休日	午前7時～午後1時 午後1時～午後5時	240円	
				午後5時～午後7時	490円	
		体育館の空調施設			730円	
		運動場	平日	午後5時～午後7時	680円	
			休日	午前9時～午後7時	680円	
15	岸川中学校	体育館○	平日	午後5時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後7時	550円	
		柔道場	平日	午後5時～午後9時	610円	
			休日	午後5時～午後9時	610円	
		剣道場	平日	午後5時～午後9時	610円	
			休日	午後5時～午後9時	610円	
16	芝西中学校	テニスコート(2面)	平日	午後5時～午後9時	820円	
			休日	午前9時～午後5時	820円	
		音楽室	平日	午後5時～午後9時	730円	
			休日	午前9時～午後1時 午後1時～午後5時	240円	
				午後5時～午後7時	490円	
		体育館の空調施設				730円
17	芝西中学校	運動場	平日	午後7時～午後9時	340円	
			休日(日のみ)	午前7時～午後9時	340円	
		体育館	平日	午後7時～午後9時	550円	
			休日	午後5時～午後9時	550円	
		柔道場	平日	午後5時～午後9時	610円	
			休日	午前7時～午後9時	610円	
18	岸川中学校	剣道場	平日	午後5時～午後9時	610円	
			休日	午後5時～午後9時	610円	
		テニスコート(2面)	休日	午後1時～午後9時	820円	
		体育館の空調施設				730円
		運動場	休日	午前7時～午後5時	340円	
		体育館	平日	午後5時～午後9時	550円	
19	岸川中学校		休日	午後5時～午後9時	550円	
		柔道場	休日	午前7時～午後9時	610円	
		剣道場	平日	午後5時～午後9時	610円	
			休日	午後1時～午後9時	610円	
		テニスコート(2面)	休日	午後3時～午後5時	820円	
		体育館の空調施設				730円

